○財務省告示第百二十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年四月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二十三万九千七百六十一トン

二　冷凍牛肉　二十八万五千八百八十七トン

2　平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十二万二千百九トン

二　冷凍牛肉　十二万百三十三トン

○財務省告示第百二十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年四月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　七十八万二千九百七十四トン

二　生きている豚及び豚肉等　七十八万三千十三トン

○財務省告示第百二十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年四月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十一万五千五百二十九トン

二　冷凍牛肉　十六万千三百七十トン

○厚生労働省告示第百八十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月一日から適用する。

平成二十九年四月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三第六号を次のように改める。

六　削除

第三第八号及び第九号を次のように改める。

八及び九　削除

第三第二十七号を次のように改める。

二十七　削除

○厚生労働省告示第百八十八号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ト並びに診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）及び特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十九年五月一日から適用する。

平成二十九年四月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次のように改正する。

第十第一号中「及びセクキヌマブ製剤」を「、セクキヌマブ製剤及びエボロクマブ製剤」に改める。

第二　特掲診療料の施設基準等の一部を次のように改正する。

別表第九中「セクキヌマブ製剤」を「セクキヌマブ製剤　エボロクマブ製剤」に改める。

○環境省告示第四十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の五第一項の規定に基づき、平成二十九年四月十九日付けで同項に規定する廃棄物処理センターとして次の法人を指定したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年四月二十八日

環境大臣　山本　公一

一　名称　公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

二　住所　鳥取県米子市明治町百五番地

三　事務所の所在地　鳥取県米子市明治町百五番地

○防衛省告示第八十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年四月二十八日

防衛大臣　稲田　朋美

日時　平成二十九年五月一〇日（予備、同月十一日及び同月十二日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

日本国憲法施行七十周年記念式

日本国憲法施行七十周年記念式は、四月二十六日衆議院憲政記念館において行われた。

衆議院議長は、次のとおり式辞を述べた。

本日、安倍内閣総理大臣、寺田最高裁判所長官、並びに多数の皆様のご出席をいただき、日本国憲法施行七十周年記念式を挙行するにあたり、式辞を申し上げます。

日本国憲法は、昭和二十二年五月三日に施行され、今年で施行七十周年を迎えます。我が国は、先の大戦への深い反省のもと満目蕭条たる焼野原の中でこの憲法を制定し、民主主義国家としての歩みを始めました。憲法施行の際には、国内各地において様々な記念行事が行われ、国民のすべてが高揚した気分で期待と希望に満ち溢れる中、新しい憲法と新しい時代の船出を祝いました。

以来、国民の懸命の努力により、我が国は「東洋の奇跡」とまで称されるような驚異的な復興と発展を成し遂げてまいりました。振り返ってみれば、今日の平和と繁栄の礎には、新しい日本の進むべき道を示したこの憲法の崇高な理念があったことは、疑いようもない事実であります。

この七十年の間、我が国の社会は大きく変化しており、また、国際社会における我が国の地位も格段に向上し、求められる役割は増大しています。憲法を取り巻く状況が大きく変化する中、憲法施行七十周年という節目を契機として、国民一人一人が改めて憲法について思いをいたし、憲法に真摯に向き合っていくことが重要であると考えます。そして、我々国会議員は、国民の代表として、また国権の最高機関の一員として、憲法の基本理念を改めて胸に刻み、憲政の更なる発展に尽力するとともに、国家と国民の将来を見据えて、憲法のあり方を真剣に考えていかなければなりません。

最後になりますが、日本国憲法の下における我が国の益々の発展と、本日ご参集下さいました皆様のご健勝を祈念いたしまして、私の式辞といたします。